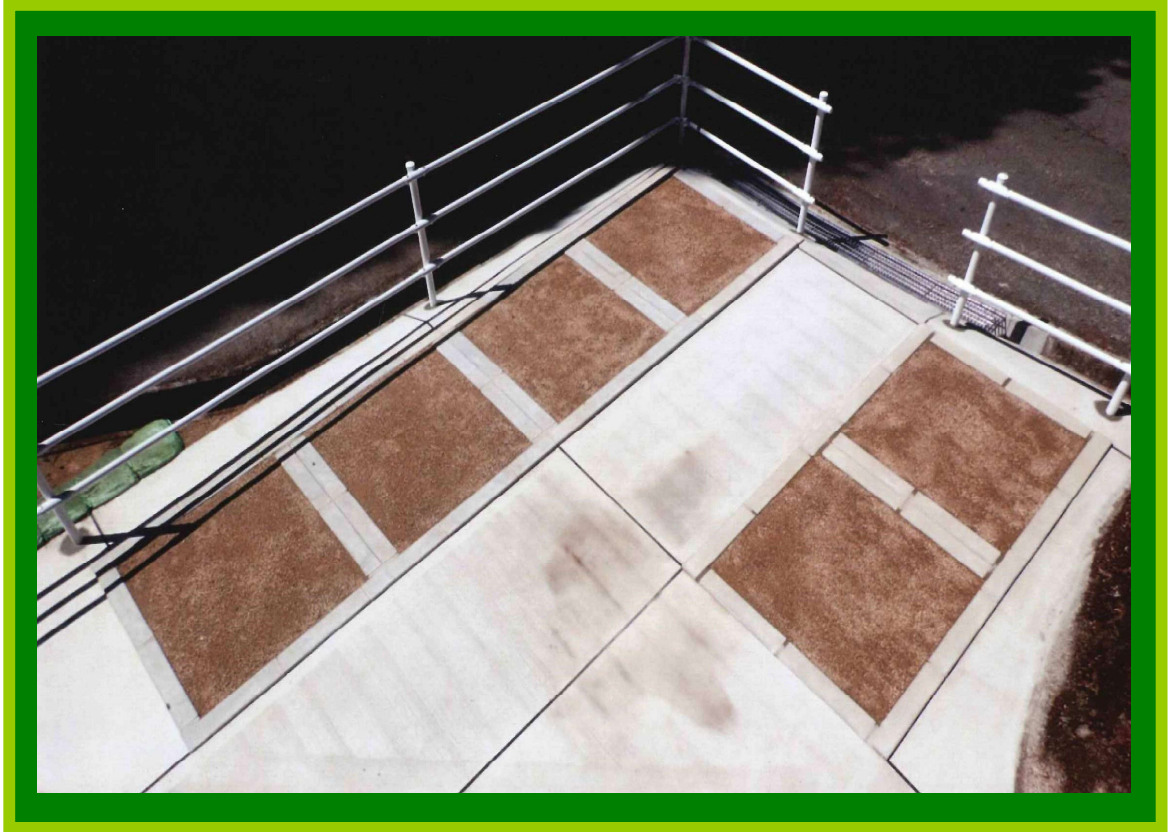


新城市鴨ヶ谷墓園のしおり



新城市

新城市鴨ヶ谷墓園使用申込案内書

□ 墓園の所在地

新城市作手鴨ヶ谷字門前16番8

□ 区画面積、区画数、永代使用料、管理手数料

面積（㎡）	区画数	永代使用料（円）	管理手数料（円）
2.10	空き 3	150,000	3,500

※ 墓園の使用は、1世帯につき1区画とします。

※ 墓園の永代使用を許可するもので、売り渡すものではありません。

□ 使用者の資格

- (1) 新城市に住所を有する方。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。
(市内に住所を有しない方の永代使用料は2倍になります。)
- (2) 使用許可のあった日から3年以内に墳墓等を設置できる方。

□ 申込み場所

新城市役所 環境政策課

□ 申込み方法

鴨ヶ谷墓園使用許可申請書に必要事項を記入し、住民票の写し（本籍が記載されているもの）を添えてお申込みください。

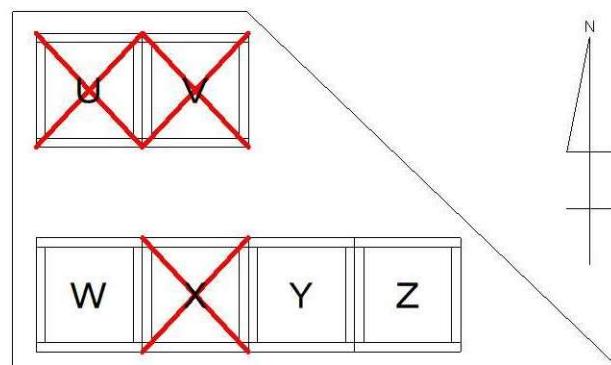
□ 永代使用料及び管理手数料の納入

- (1) 永代使用料は、使用許可と同時に納入してください。
- (2) 管理手数料は毎年4月末日までに納入してください。但し使用開始年度分については永代使用料と同時に納入してください。
(年度途中で申込みをされた場合でも同額です。)

墓園の使用方法

1. 墓園（区画）の形状及び墳墓等の設置基準は次のとおりです。
 - (1) 形状 間口140cm
奥行150cm
(2.10m²)
 - (2) 使用場所に設置できる墳墓数は1基とする。
 - (3) 囲い、石積み及び盛土は、境界ブロックの内面からとし、その高さは、境界ブロックから40cmを超えないこと。
 - (4) 碑石、形像等の台石は、境界ブロックから10cm以上内側に設けること。
 - (5) 碑石、形像等の高さは境界ブロックから2mを超えないこと。
 - (6) 使用場所の植木は、境界ブロックから10cm以上内側とし、高さは、境界ブロックから40cmを超えないこと。
 - (7) 境界ブロックは、取り外し又は移動しないこと。
2. 墳墓等の管理は、使用者に行っていただきます。
3. 墓園の使用権は、墳墓等の祭事を主宰する者に限り許可を得て承継できます。
4. 使用権を譲渡し、又は使用場所を貸し付けることはできません。
また、使用場所が不要になったときは、原状に復して返還していただきます。
5. 墓園は、墳墓等を建設する目的以外には使用できません。
6. 使用許可を受けた日から3年以内に墳墓等を設けないときや、条例、規則に違反したり、許可の条件、指示に従わなかったときは、許可を取り消すことがあります。

墓園配置図（空き3区画）





問い合わせ・申し込み

新城市役所 環境政策課

〒441-1392 新城市字東入船 115 番地

電話 0536-23-7690